

VIII 判決・訴訟の終了

101 訴えの取下げと請求の放棄・認諾

飯塚重男

一 はじめに

(1) 訴えの取下げとは、原告が裁判所

に対してなした訴え、すなわち裁判所に
対する請求の当否についての審判の申立
ての全部又は一部を撤回する訴訟行為で
ある。訴えの取下げにより、訴訟係属の
効果が遡及的に消滅し、あたかも訴えが
提起されなかつたのと同じになり、訴訟
が終了する(二六二条一項)。訴えの取下
げは、裁判所に対する原告の一方的意思
表示であり、被告の同意がその効力の発
生に必要とされる場合でも、当事者間の
合意ではない。訴えの取下げにより、原
告による請求の当否に関する裁判所の判
断が訴訟上確定しないまま訴訟手続が終
了することになる。

(2) これに対し、**請求の放棄**とは、原
告が訴えをもって提示した請求の全部又
は一部の理由のないことを原告自身が認
める訴訟上の陳述であり、また請求の認

諾とは、原告が訴えをもって主張する請
求の全部又は一部を理由ありと認める被
告の訴訟上の陳述である。請求の放棄
は、原告が審判の対象である権利関係の
存否について、その請求と反対の陳述を
することであり、請求の認諾の反対物で
あると言うことができる。請求の放棄
は、審判の本身である請求の陳述である
点で訴えの取下げと異なる。

(3) **請求の放棄**は、原告が請求の当否
について審判を申し立てながら、その請
求について自らこれを否定する陳述をす
る結果、裁判所の裁判を経ることなく請
求についての紛争が解決されたことが明
確となるため、被告全面勝訴という形で
の紛争解決基準を確立して、訴訟が終了
するのである。これに対し、訴えの取下
げにあつては、この意味での紛争解決が
手続上保障されないから、被告の防御活
動が無駄になるおそれがある。法が防御
態勢を整え、請求棄却判決を求めようと
した後は、被告の同意がなければ訴え

の取下げが効力を生じない旨定めている
所以である(二六一条二項)。かくて、訴
えの取下げがなされた場合には、他日被
告に対し更にその請求を主張しうるのに
対し(もつとも法二六二条二項の制限がある
し、裁判外で当該請求につき不起訴の合意が
なされた結果取下げがなされたような場合に
は、再度主張することは許されない場合もあ
ろう)、請求の放棄の場合にはそれが調
書に記載されるとあたかも請求の棄却の
判決を受けたと同様の結果になるのであ
る。

(4) 訴えの取下げがなされるのは、訴
え提起後原告が被告から弁済を受けるな
どして訴訟を維持する必要がなくなつた
とか、勝訴の見込みがなくなつたとか、
さらには裁判外で和解又は調停がなされ
たとか、さまざまな事情による。これら
の事情は、これまで訴えの取下げ自体の
効力には直接関係がないものと解されて
きたが(もつとも訴えの取下げが詐欺、脅迫
などの刑事上罰すべき他人の行為によりな
された場合には、法三三八条一項五号の法意に
照らし、その効力を否定できるとするのが道
説・判例である)、近時、訴えの取下げも
原告の意思表示に基づく効果であり、こ
れらの事情により訴えを取り下げげる意思
に瑕疵が認められるような場合(たとえ
ば裁判外で和解が成立したと思ひ、訴えを取
り下げたところ、実は和解が成立していなか

つたというような場合)には、民法の法律
行為に関する規定を類推適用して、訴え
の取下げの効力を否定する余地を認める
べきであるとする見解が有力である(新
堂・新民訴訟法(一九九八年)三〇七頁、兼子
ほか・条解民訴(一九八六年)八七七頁(竹
下)、井上・後掲⑦一八九頁など)。

二 請求の減縮と訴えの取下げ
及び請求の放棄

訴えの取下げに関連して、訴訟上いわ
ゆる請求の減縮がなされる場合にこれを
いかにみるかについては争いがある。と
ころで、請求の減縮には三つの意味があ
るといわれる(中田・後掲③一一五頁、岩
松・兼子・後掲③二三四頁)。すなわち、最
広義においては訴訟物たる権利関係の個
数を減ずる場合を意味し、広義では請求
の趣旨を態様において弱く(たとえば、
同一債権についての給付請求を確認請求に
あるいは単純給付請求を引き替え給付請求に
変更するような場合)変更することを意味
するのに対し、狭義では請求の趣旨を数
量的に減少することを意味する。ここで
は紙数の関係上そのうちでも訴えの取下
げ及び請求の放棄との関係でもつとも問
題のある狭義における請求の減縮と呼ば
れる場合、すなわち金銭債権などの請求
においてこれを数量的に減縮する場合の

の取下げが効力を生じない旨定めている
所以である(二六一条二項)。かくて、訴
えの取下げがなされた場合には、他日被
告に対し更にその請求を主張しうるのに
対し(もつとも法二六二条二項の制限がある
し、裁判外で当該請求につき不起訴の合意が
なされた結果取下げがなされたような場合に
は、再度主張することは許されない場合もあ
ろう)、請求の放棄の場合にはそれが調
書に記載されるとあたかも請求の棄却の
判決を受けたと同様の結果になるのであ
る。